

第11章 環境に対する市民意識と保全活動

1 公害苦情

公害に関する苦情は、市民生活に密着した問題であり、その法令等に基づく適切な処理は、市民の良好な生活環境を保全するため及び将来の公害紛争の未然防止を図るために重要です。

平成29年度中における公害苦情受付（処理）件数は69件で、種類別では大気17件、水質16件、騒音6件、悪臭6件、その他不法投棄等が24件となっています（表11-1-1）。

公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理（草刈等）に関するものがあり、平成29年度は43件となっています。

寄せられる苦情は、法令等が適用されるものは少なく、市民生活を取り巻く状況も複雑化していることもあり、市としても対応が難しい案件が増加しています。特に、家庭生活に起因する苦情については、近隣同士が配慮しあうことで解決するような事例が多く、第三者である市が介入することで逆にトラブルになるケースが見受けられます。普段から近隣同士コミュニケーションを保つことが大切です。

（1）大気について

近年、ダイオキシン汚染について市民の懸念が高まったことや、新興住宅地の増加に伴い、ごみの野焼き・廃棄物焼却炉に対する苦情が多くなっています。苦情の大半は、法の規制対象外とされている農業を営む上でやむを得ない焼却や軽微な焼却行為であり、市の指導に行為を中止させる強制力はありませんが、近隣に配慮して焼却を行うよう注意を行いました。また、産業廃棄物やビニールなど一般廃棄物が不適正焼却されていた事例もあり、警察や県と連携して指導等を行った例もありました。

（2）水質について

近年、市街地を流れる中小河川あるいは水路への

市民の関心が高まっており、河川水の異常などに対するものが多くなっています。内容としては、油の流出が多数発生し、県や消防と連携してオイル吸着マット等による迅速な処理及び原因究明と原因者への指導を行いました。そのほか事業排水による河川水の着色などの苦情がありましたが、水の着色自体に関しては法的に規制がないことから、発生元の排水処理設備等に異常がない限りは原因者への指導は困難であり、その対応には非常に苦慮しているところです。

（3）騒音・振動・悪臭について

事業所の活動等に起因するものに加え、家庭生活や農業に起因するものが多くなっています。事業所の活動に起因する苦情については、調査の結果、悪臭や騒音が法の規制値以内であることや、そもそも規制の対象にあたらない事業所又は規制の地域外であることが多くあります。法の範囲内又は対象外である場合は、苦情が発生しているという理由で原因者に任意で対策をお願いすることしかできないために解決が難しく、解決できたとしても対応が長期間におよびます。

（4）その他（不法投棄等）について

不法投棄については、県が中心となり、警察や市と連携して監視パトロールや監視カメラにより防止活動を行っています。市においても啓発看板の設置、区への看板貸出や防止パトロールを行っています。不法投棄は重大な犯罪であり投棄者が特定されれば重い刑罰が科せられる場合があります。投棄者が特定されない場合、投棄物はその土地の所有者・管理者が処分しなければならないため、土地の管理も大切です。

表 11-1-1 年度別環境公害苦情受付(処理)件数の推移(件数)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大 気 (野外焼却)	23 (21)	25 (17)	34 (28)	29 (25)	26 (23)	20 (18)	24 (24)	18 (15)	17 (14)
水 質	13	13	22	19	21	18	19	20	16
騒 音	7	7	11	14	4	5	5	3	6
振 動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭	6	20	14	6	4	5	9	6	6
その他 (不法投棄)	37 (27)	58 (37)	38 (25)	39 (36)	33 (23)	30 (13)	23 (16)	16 (11)	24 (23)
合 計	86	123	119	107	88	78	80	63	69

図11-1-2 年度別環境苦情件数

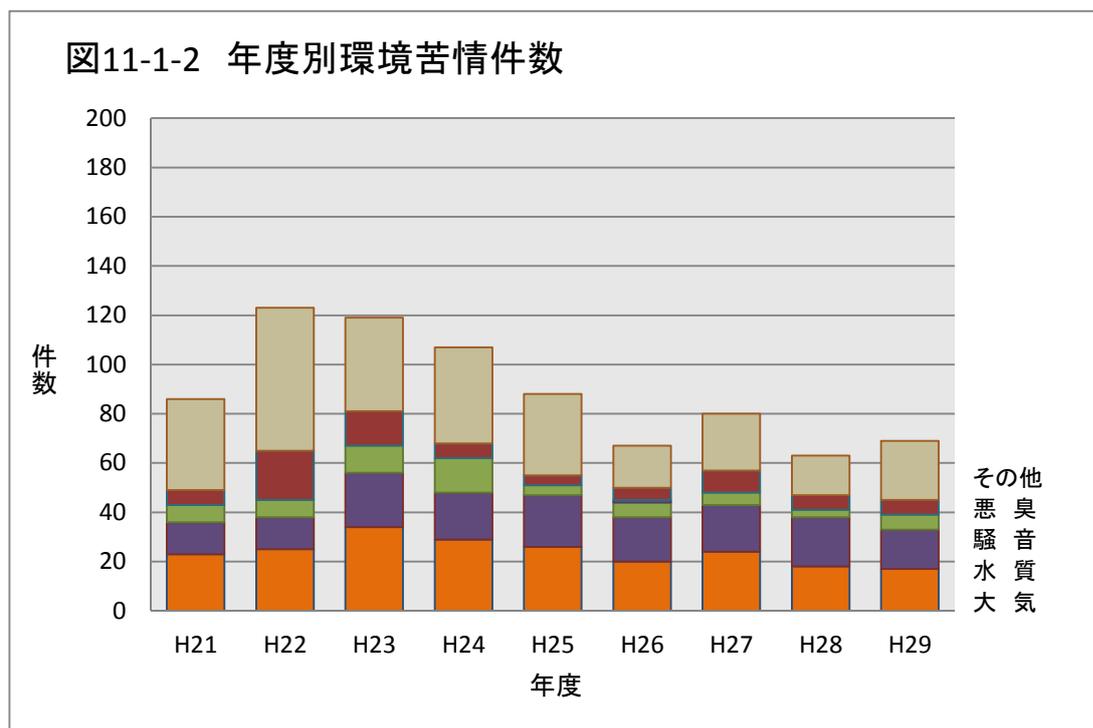


表 11-1-3 空き地苦情処理件数 (年度別件数)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
空き地 苦情件数	57	40	52	51	45	50	32	56	43